

平成 23 年 6 月 25 日

お約束事項（工事協定書の内容以外について）

1. 工事により道路が陥没等破損し、日常生活に支障をきたすなどの場合は、至急対応し、道路修復工事を行います。破損が軽微な場合には、状況に応じて建設工事完了後に修復工事を行います。
2. 機械式駐車場の隣地境界側のフェンスは、下部をブロック積みとすることによる排気ガス対策を行います。
3. 騒音計・振動計を、前面道路を通行する人が見える位置に設置します。
4. 工事期間中は、高さ 2 m 程度の仮囲いを設置します。
5. 指定するエリアの家屋調査は、以前調査した家屋も含めて行います。家屋調査は、工事会社が工事を行う前に専門調査会社により行います。
6. 工事会社が正式に決定した後、工事車両の通行路の沿道住民へ工事会社よりご挨拶を行います。
7. 工事施工に際しては、計画地と隣地の境に U 字溝を設置する工事を先行して行います。
8. 計画敷地内の一部の駐車場を、来客者用の駐車場とすることについて社内にて検討を行います。

以上